

広島学院中学校・高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校は、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

(2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはいけない。

(4) 学校、教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習や他の学校活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

(ア) 学校におけるいじめの防止

- ・一人ひとりを大切にする教育（Cura Personalis）を通して、生徒が他者に受容され、大切にされているという実感を身につけた人間へと成長するように導く。
- ・本校の教育の目標である “Be men for others, with others” を生徒によく意識させ、生徒が他者を尊重し、他者とともに生きていくことを自覚する人間に成長するように導く。
- ・いじめの態様や特質、原因や背景、指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図る。
- ・生徒が自主的に「いじめは許されない」という雰囲気を学校に醸成することができるよう、生徒会活動などを支援する。

(イ) いじめの早期発見のための措置

- ・生徒対象の生活実態調査にいじめに関する項目を加えて、年に2回実施する。
- ・年に2回実施される担任と保護者の個人面談において、保護者との情報交換を図る。
- ・年に2回以上担任と生徒の個人面談を行う。
- ・スクールカウンセラーの利用を、生徒、保護者に勧める。
- ・すべての教員がいじめ相談の窓口となる。生徒や保護者から得た必要な情報は、担任に伝え、学年団、教科担当、生徒指導と共有する。

(ウ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，また効果的に対処できるように，生徒，保護者，教職員に対して，研修会や啓発活動等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

(ア) いじめ防止対策委員会の設置

- ・ いじめの防止対策等を実効的に行うために，いじめ防止対策委員会を設置する。構成員は，生徒指導部担当を中心として，年度初めに任命する。
- ・ 週1回開かれる生徒指導会議において必要と認められた場合に，いじめ防止対策委員会を開催する。いじめ事案発生時は，緊急開催とする。
- ・ いじめ防止対策委員会が取り組むべきことは以下の通り。
 - ① いじめ防止のための生徒への啓発活動
 - ② 早期発見のための調査等
 - ③ 教職員研修の企画
 - ④ いじめ事案に対する対応

(イ) いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は，速やかに事実の有無を確認する。
- ・ いじめが確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒，保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめ関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，県学事課および所轄警察署等と連携して対処する。

(ウ) 重大事案への対処

- ・ 生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，重大事案として対処する。
- ・ 重大事案が発生した旨を，県知事に速やかに報告する。
- ・ 県学事課に報告し，当該事案に対する組織を設置する。
- ・ 校長といじめ防止対策委員会を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 上記調査結果については，いじめを受けた生徒，保護者に対し，その事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(エ) 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うために，以下の2点を生徒指導部の自己評価項目に加え，適正に自校の取り組みを評価する。
 - ① いじめの早期発見の取り組みに関すること
 - ② いじめの再発防止の取り組みに関すること